平成２１年（フ）第４１８０号
茨城県かすみがうら市中台字正直622番地
破産者　千代田技研株式会社
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３０３号
東京都葛飾区東水元２丁目13―９
破産者　吉田　貴史
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４７４号
東京都墨田区菊川２丁目５―４―502
破産者　長谷川　薫
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４７８号
東京都板橋区桜川３丁目８―３
破産者　高村　政衛
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４９８号
東京都墨田区両国１丁目７―７―301
破産者　岡本　憲雄
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５３６号
奈良県奈良市古市町1673―10
破産者　岡田　　勇
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５９１号
神奈川県川崎市多摩区登戸3218―２―306
破産者　大谷真由美
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６９４号
東京都渋谷区笹塚２丁目７番10号
破産者　ビィ・マックス株式会社
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６９５号
神奈川県横浜市中区小港町１丁目１―２―10―1002
破産者　國仲　大三
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７３３号
千葉県松戸市紙敷989―１　ルミエールイーストＡ―201
破産者　梅野　繁男
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７５１号
東京都杉並区和田３丁目８―３　古谷方
破産者　津田　健治
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７９９号
千葉県八千代市大和田新田451―３―401
破産者　目黒　力也
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８１１号
群馬県前橋市元総社町1225―14
破産者　西山　洋子（旧姓黒岩）
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８４３号
千葉県柏市南高柳４―24―101
破産者　矢澤　　洋
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９４８号
東京都武蔵野市桜堤３丁目７―16―306
破産者　小原　　哲
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９７０号
千葉県成田市馬乗里628、住民票上の住所千葉県成田市大沼628
破産者　島田　弘行
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５００１号
神奈川県相模原市麻溝台８丁目26―10―107
破産者　雨森　幸嗣
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５００２号
東京都江戸川区鹿骨５丁目18―15―202
破産者　渡邊　　忍
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０２３号
東京都杉並区永福１丁目26―２
破産者　松嶋　理史
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０３６号
千葉県船橋市前原東５丁目11―５―105
破産者　飯田　孝子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１３５号
東京都足立区一ツ家４丁目13―１　寿ハイツ第２号201
破産者　冨永　麻美（旧姓荒川）
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１９９号
茨城県稲敷市上君山3008―１
破産者　栗原美奈子
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部